

## 救命講習

西春日井広域事務組合消防本部では、「もしも」の時に役立つ応急手当の方法を皆様を知っていただくために、AED（自動体外式除細動器）の取扱いを含む救命講習会を開催します。

10月1日（火）から電話受付けを開始し、定員になり次第締め切ります。（会場の都合により、定員は30名）

▼内容 普通救命講習Ⅲ（3時間講習）

新生児・乳児・小児が心肺停止になった場合を想定した心肺蘇生法

▼対象 原則として豊山町、北名古屋、清須市に在住、在勤、在学の方

▼とき 10月27日（日）午前9時～正午まで

▼ところ 西春日井広域事務組合西消防署（清須市西田中白山88番地）

▼参加費 無料

※受講された方には、後日修了証を交付します。

※修了証は、講習終了後1か月後に発行されるため、左記の連絡先へ確認の後、来署し受取りに来てください。

※郵送希望の場合、84円切手を貼った封筒に宛先を記入し受講当日持参してください。

▼申込み・問合せ 西春日井広域事務組合消防本部消防課 ☎22・4954（平日の午前9時～午後5時）

## 年金生活者支援給付金制度

10月1日（火）から年金生活者支援給付金制度が始まります。

年金生活者支援給付金制度は消費税率が8%から10%に引き上げとなる10月1日から施行され、年金を含めても所得が一定以下の老齢基礎年金受給者等への経済的援助の目的で、年金に上乗せして支給されるものです。

平成31年4月1日時点で老齢基礎・障害基礎・遺族基礎年金を受給し、支給要件を満たしている方には9月に日本年金機構から請求書類が送付されていますので、請求書に記入のうえ、返送してください。平成31年4月2日以降に老齢基礎・障害基礎・遺族基礎年金の受給を開始している方は、年金の裁定請求手続きを行う際に、あわせて給付金の手続きを行ってください。給付金を受け取るには、請求が必要です。

請求書を10月中に提出することにより給付金の初回の支払い（10・11月分）は12月中旬になる予定です。給付金の請求を12月までに行なった場合は、制度が始まる10月分から支給されますが、請求が令和2年1月以降になると請求した月の翌月分からの支給となりますので、速やかな請求手続きをお願いいたします。

## ▼老齢年金生活者支援給付金

## ・支給要件

①65歳以上の老齢基礎年金の受給者であ

ること。

②前年の公的年金等の収入金額とその他の所得（給与所得や利子所得等）との合計額が約88万円以下であること。（毎年度、老齢基礎年金の額を勘案して改定）

③同一世帯の全員が市町村住民税非課税であること。

## ・給付額

月額5千円を基準に、保険料納付済期間等に応じて算出されます。

▼障害年金生活者支援給付金、遺族年金生活者支援給付金

## ・支給要件

①障害基礎年金か遺族基礎年金の受給者であること。

②前年の所得が、462万円以下（扶養親族等の数に応じて増額）であること。

## ・給付額

障害等級2級の方、遺族の方  
月額5千円

障害等級1級の方  
月額6250円

（毎年度物価変動に応じて改定）

▼問合せ 給付金専用ダイヤル

☎0570・05・4092（ナビダイヤル）

給付金を含む国民年金全般については名古屋西年金事務所

☎052・524・6855

（来所する場合は、事前の予約が必要です。）

町住民・年金係

☎28・0966

## 里親養育体験発表会

県では、さまざまな事情により自分の家庭で生活できない子どもたちを家庭に迎え入れ、温かい愛情と理解を持って養育する里親を募集しています。里親に関する知識向上を図るため、左記のとおり里親養育体験発表会を開催します。事前参加申込は不要です。

▼とき 11月1日（金）午前10時30分～

▼ところ 愛知県三の丸庁舎8階大会議室

▼問合せ 愛知県中央児童・障害者相談センター ☎052・961・7250

## 尾張中部福祉の杜 記念祭

尾張中部福祉の杜では、第12回杜の記念祭を開催します。

▼とき 10月12日（土）午前10時30分～午後2時30分（雨天開催）

▼ところ 尾張中部福祉の杜

▼内容 ステージイベント、模擬店など

▼問合せ 尾張中部福祉の杜 ☎056・8・22・1123